

りそなカーレスキュー365サービス利用規定

第1条(規定の目的等)

1. 本規定はりそなカード株式会社(以下「当社」という)が発行するりそなカード《セゾン》(以下「カード」という)を保有する会員のうち、りそなカーレスキュー365(以下「ロードサービス」という)の申込みをした会員(以下「会員」という)に対し、当社がタイムズコミュニケーション株式会社(以下「運営者」という)と提携し、運営者が提供するロードサービスに関する事項を定めたものです。
2. 会員はりそなカード《セゾン》会員規約に基づき、本規定を承認のうえ、ロードサービスの提供を受けることができます。

第2条(ロードサービスの機能)

1. ロードサービスとは、当社が運営者と提携し、日本国内の対象地域での当社が認めた会員の運転する車両の事故・故障時の対応サービスおよび付帯サービス等をいいます。
2. ロードサービスの内容および利用方法は別記「サービス附則」に記載しているとおりとします。

第3条(会員情報の提供と保護)

1. 会員はロードサービスの提供を受けるために当社が必要と認める会員情報を運営者に提供することに同意するものとします。
2. 当社が運営者に提供する会員情報は、当社が保有する会員情報のうち、次の会員情報に限られるものとします。
 - (1) 氏名、住所、生年月日、電話番号、会員番号の一部、ロードサービス有効期限
 - (2) 入退会の実事
3. 運営者は、保有する会員情報をロードサービスの実施に必要な最小限の範囲で、運営者提携のロードサービス実施者(以下「実施者」という)に開示できるものとします。
4. 当社、運営者および実施者は保有する会員情報を厳正に管理し、会員のプライバシー保護のために十分に注意を払うとともに上記に定める目的以外に利用しないものとします。

第4条(ロードサービスの利用方法)

1. 会員は、りそなカーレスキュー365デスクに連絡することによりロードサービスの提供を受けることができます。
2. ロードサービスの提供を受けられるのは会員ご本人に限ります。
3. 会員は、ロードサービスの提供を受ける場合、カードを提示するものとします。カードの提示のない場合は、ロードサービスの提供を受けることができません。

第5条(ロードサービスの年会費)

会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。支払われた年会費は理由の如何を問わず返還しません。

第6条(会員の義務)

会員は以下の事項を遵守するものとします。

1. 会員はロードサービスの権利を他人に譲渡・貸与・担保提供したり、相続をさせないこと。
2. 会員は常に交通規則を守り、他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
3. 会員はロードサービス等の提供を受けるとき、実施者の指示または注意に従うこと。

第7条(ロードサービス時の責任)

ロードサービスは、運営者の責任で実施されますので、ロードサービスに起因する車両の損傷、人身事故、損害等について当社はいっさいその責めを負いません。

第8条(ロードサービスを提供できない場合)

無資格・飲酒運転等で正常な運転ができない場合、通常の自動車走行に不適切な場所、ロードサービスの提供が不可能な場所、危険を伴う気象状態の場合は、ロードサービスを提供できない場合があります。

第9条(権利の喪失)

本規定におけるすべての権利はロードサービス加入日から1年間有効とします。また、期間満了の1ヵ月前までに解約の申出がない限り更に1年間同一条件をもって更新されるものとし、以降も同様とします。ただし、次のような場合は、理由の如何を問わず、会員としてのいっさいの権利が消滅するものとします。

1. 会員がロードサービスおよびカードを退会する等会員資格を喪失したとき。
2. 所定の期限内にロードサービスおよびカードの年会費を納入しないとき。
3. 会員がりそなカード《セゾン》会員規約を遵守していないと当社が判断したとき。
4. 本規定上の義務に違反し、その違反が本規定の重要な違反となるとき。
5. その他会員の使用が不適当と当社が判断して会員資格の喪失の通知をしたとき。

第10条(終了、中止、変更等)

1. 当社は、その都度、事前または事後に会員に文書またはその他の方法にて通知してロードサービスの終了もしくは中止、または内容変更することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。また、法令の定めにより本規定を変更できる場合には、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。
2. ロードサービスは、日本の法律の下に規制されることがあります。

第11条(合意管轄裁判所)

会員と当社または運営者との間で、本規定に関し、万一訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、当社または運営者の本社・支店・営業所を管轄する簡易裁判所または地方裁判所とすることに同意します。

サービス附則

第1章 サービスの実施について

第1条(サービスの利用手続きとサービス提供の条件)

会員は、ロードサービスを利用する場合には、次の事項に従うものとします。

- (1) りそなカーレスキュー365デスクにサービスを依頼した際、会員番号・氏名・住所・生年月日を告知すること。
- (2) 会員は、現場においてサービス実施前に、カードならびに自動車運転免許証を実施者に提示すること。
- (3) 会員は、サービスを受けた後に、運営者所定の作業報告書によって作業の内容およびその終了したのち、当該報告書の確認欄に署名すること。
- (4) サービスの実施に伴い当該車両に損傷などが生じ得る可能性が予測される場合には現場で、サービス実施前にその損傷などにつき実施者等を免責する旨の念書に会員が署名すること。
- (5) サービスの実施に会員が立会うこと。ただし、次号の場合を除きレッカー車によるけん引および積載車による運搬に同行する必要はなく、また会員が負傷等により立会うことができない場合は会員から委任された者による立会いでもこの条件を満たすものとします。
- (6) 危険物運搬車両については、危険物取扱者免許の保持者がサービスに同行すること。
- (7) 警察への届出を要する事故については、会員が警察への届出を済ませておりかつサービスの実施につき警察の許可を受けていること。
- (8) サービスの実施に必要なサービス実施者の指示に従うこと。

第2条(サービスの実施)

サービスは、運営者の責任で実施されます。

第3条(サービスの併用)

会員は、同一の事故・故障等につき、本サービスと第三者が提供または手配するサービスを併用できないものとします。

第2章 サービス内容について

第4条(対象車両)

会員が運転中に事故・故障等にあった車両でかつ車両重量3,000kg未満の自家用四輪車とし、車両の所有者は問わないものとします。

第5条(無料サービスの内容)

次の各項に定めるサービスは、それぞれに定める限度で無料サービスとして提供されます。

1. 自力走行不能時の現場軽作業サービス

日本国内現場にて30分以内で実施可能な次の各号の軽作業サービス(ただし、いくつかの作業を合わせて行った場合は合計所要時間が30分を限度とします)

- (1) キー閉じ込み時の開錠サービス。ただし電子ロック等特殊構造の鍵やセキュリティ装置付車両等については、実費をいただいて対応することがあります。
- (2) バッテリーあがり時のジャンピングサービス
- (3) パンク時のスペアタイヤ交換による応急措置サービス
- (4) ガス欠時の給油サービス(作業のみ)
- (5) 落差1m以内でタイヤ1本落輪している場合の落輪車両の引き上げサービス
- (6) その他、エア抜き、ヒューズ交換、プラグ交換、燃料フィルターの交換等、現場対応が可能な軽作業等
※「自力走行不能」とは、物理的に走行不能な場合(例えば、車が大破して動かない場合)かまたは道路交通法上走行が禁止されている場合(例えば、夜間でライトが作動しない場合)をいい、スタッドレスタイヤやチェーン等の装備が無いため雪道等で単にスリップする状態で走行できない場合等は含まないものとします。

2. レッカーサービス

事故または故障で自力走行不能となった車両の、現場から移動距離10kmまでを限度とした、レッカーによるけん引または積載車による運搬。

*現場軽作業サービスにより自力走行可能となる場合およびキーを紛失した場合は対象外です。

*移動先は、原則として、運営者が指定する最寄りの修理工場とします。

*サービス提供車両(レッカー車・積載車等)へ会員が同乗することは原則できません。

3. 付帯サービス

会員の自宅から直線距離100km以上遠方における事故または故障で自力走行不能となった車両が修理工場に入庫となった場合、次の各号のいずれか一つの緊急サポートを行います。ただし、送迎サービスを除き、重複利用はできません。

- (1) レンタカーサービス(1,800ccクラスを6時間まで/基本料のみ、ガソリン代は自己負担)
- (2) 緊急宿泊費用サービス(上限15,000円/税込)
- (3) 帰宅交通費サービス(上限20,000円/税込)
- (4) 送迎サービス(緊急宿泊費用サービス利用に伴う宿泊施設までの交通費、帰宅交通費サービス利用に伴う最寄りの電车站・バス停までの交通費負担)

※交通機関について会員が指定することはできません。

前項について、料金は会員が一旦立替払いをし、運営者が送付した所定請求書用紙等が会員に到達した日または通常到達し得るべき日から1ヵ月以内に、会員が所定請求書および日付・領収印のある領収書を運営者に提出することを条件に月末締切り・翌月末振込みとなります。

第6条(サービスに伴う費用負担)

次の各号に定める費用は会員の負担となります。

- (1) ヘルパー工具で開錠できない電子ロック等特殊構造の鍵、セキュリティ装置付車両の運搬、もしくは開錠にかかる費用実費。
- (2) バッテリーの充電費用。
- (3) タイヤ補修剤等によりパンクの応急処置を行う場合の補修費用およびタイヤ補修剤等代金実費。
- (4) 給油ガソリン代金実費。
- (5) その他、交換・備付等を行った部品の代金、および補充・交換等を行った消耗品の代金実費。
- (6) ドーリーの使用等特殊作業を要する場合の特殊作業費用実費。
- (7) 実施者が現場往復に要した有料道路・高速道路等利用料金およびカーフェリー乗船料金等、ならびにサービスの実施に必要な有料駐車場利用料金実費。
- (8) タイヤが2本以上落輪している車両もしくは落差が1mを超える場合の落輪車両の引き上げサービス費用実費。車両が横転している場合の作業費用実費。
- (9) 車両が建物等に追衝突等した場合の車両引出し作業費用実費。
- (10) 実施者が出勤したにも拘わらずサービス適用外であった場合(出勤後にキャンセルされた場合も含む)の出勤費用実費。

第7条(有償サービス)

1. 会員が前2条に定めるもの以外のサービスを求めた場合は、すべて有償にて、実施者が対応可能な範囲で実施します。
2. 有償サービスについては、会員と運営者との間の別途有償契約によるものとします。
3. 前項の場合および有償サービスを依頼したときの料金は、運営者と会員で、所定の方法により精算していただきます。

第3章 サービスを実施できない場合について

第8条(キーの閉じ込み)

- (1) 車両が他人名義の場合(ただし、当該名義人その他当該車両のすべての権利者が開錠に承諾した場合を除く)。
- (2) 会員または実施者がスペアキーを取ってくる方が便宜であると運営者および実施者が判断した場合。

第9条(天候等)

台風・大雨・暴風・豪雪等の異常気象、地震・津波・噴火等の天災地変、もしくは戦争・暴動、または公権力の行使等により、作業が困難または危険な場合。

第10条(対応できない路面状況・地域等)

道路以外(砂浜等)の場所、レース・ラリーを目的とするなど通常の自動車走行に不適な場所、通行禁止道路・季節的閉鎖道路・一般車両が通行できない道路、自動車等の運行が極めて困難な地域、主務大臣等が通行禁止を指定した地域、離島についてのロードサービスはお断りする場合があります。

第11条(その他)

- (1) 故意によるかまたは車両メーカー所定の範囲を超えた使用・改造等による事故・故障等。
- (2) 無資格、酒酔い運転、薬物使用等法令上禁止されている状態で運転中の事故・故障等、またはサービス実施後に違法運転がなされるおそれのある車両。
- (3) 航空機・船舶・鉄道・自動車等による輸送期間中の事故・故障等。
- (4) 違法な改造がなされている車両・車検登録のない車両・特殊工作装置等を装備した車両。
- (5) 短期間内に同一または類似内容の出勤依頼が複数回ある場合。
- (6) 第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限・侵害等を伴う可能性がある場合に、当該第三者の承諾が得られない場合。